

住宅瑕疵担保履行法について（建設業者用）

【目 次】

1. 住宅瑕疵担保履行法の概要
2. 資力確保措置
3. 行政庁への届出等
4. 建設業法上の義務
5. 監督処分と罰則

1. 住宅瑕疵担保履行法の概要

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）に定める新築住宅の請負人等が負う **10 年間の瑕疵担保責任の履行を確保するための法律**です。

具体的には、新築住宅の請負人となる建設業者に対し、資力確保措置を義務付けることにより、新築住宅の発注者に対する瑕疵担保責任の履行を確実にすることを目的としています。

◎ **住宅瑕疵担保履行法の詳細については、下記をご覧ください。**

▶ **国土交通省 ～ 住宅瑕疵担保履行法コーナー ～**

◎ **法律に関するQ&Aについては、下記をご覧ください。**

▶ **国土交通省 ～ 法律に関するQ&A ～**

◇ 資力確保を義務付けられる対象者

資力確保措置が義務づけられるのは、所有者となる発注者に新築住宅を引き渡す「**建設業者（建設業法に基づき許可を受けている建設業者）**」です。ただし、発注者が「宅建業者」である場合には、新築住宅であっても資力確保の義務付けの対象となりません。

建築工事業・大工工事業の許可を受けた建設業者が新築住宅の建設工事を請け負う場合が主な対象となります。ただし、それ以外の業種の許可を受けた建設業者が、新築住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分を施工する場合も対象となります。

◇ 対象となる住宅

「新築住宅」

建設工事完了の日から起算して 1 年以内、かつ、人の居住の用に供したことの無い「住宅」。

「住宅」とは、「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分」をさしますので、戸建住宅や分譲マンションはもちろん、賃貸住宅も対象となります。一方、事務所・倉庫・物置・車庫は「住宅」ではないため、対象となりません。

「構造耐力上主要な部分」

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの。

「雨水の浸入を防止する部分」

- ①住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
- ②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

◎ 「対象となる住宅」については、下記をご覧ください。

||  [国土交通省 ～ 法律に関するQ&A（新築住宅） ～](#)

[この項目のトップへ ↑](#)

[次の項目へ ↓](#)

[目次へ ↑](#)

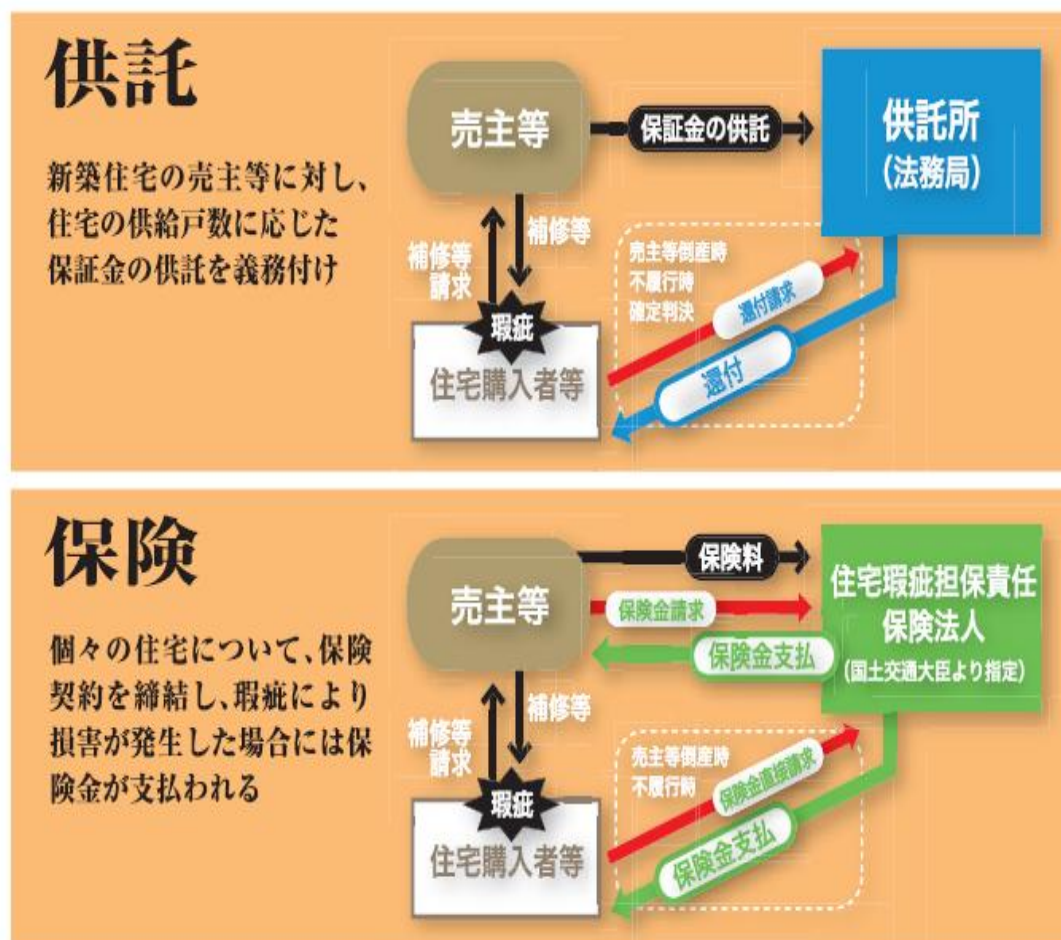
2. 資力確保措置

新築住宅を発注者に引き渡す建設業者は、資力確保措置が義務付けられます。資力確保の手段は、「供託」と「保険」の2種類があり、いずれかを選択することができます。また、組み合わせて利用することも可能です。

「供託」とは、過去の供託戸数に応じて算定された金額の現金等を供託所に預け置くものです。

「保険」とは、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人との間で、瑕疵が判明した場合に保険金を支払うことを約した保険契約を締結するものです。

供託と保険のスキーム



◎ 「**資力確保措置全般**」については、下記をご覧ください。

➡ **国土交通省 ～ 法律に関するQ&A（資力確保措置全般） ～**

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 「供託」（保証金の供託）

毎年の基準日（3月31日）までに、過去10年間に引き渡した新築住宅の供給戸数に応じて算定される瑕疵担保保証金を、業者の主たる事務所の最寄りにある供託所（法務局）へ供託する必要があります。

●供給戸数に応じた供託額（図①）

〈算定式〉 **供給戸数の合計** × **乗ずる金額** + **加える金額** = **供託金**

〈算定例〉

①30戸の場合	30戸	×	80万円	+	3,000万円	=	5,400万円
②500戸の場合	500戸	×	10万円	+	9,000万円	=	1億4,000万円
③1000戸の場合	1000戸	×	8万円	+	1億円	=	1億8,000万円
④1500戸の場合	1500戸	×	4万円	+	1億4,000万円	=	2億円
⑤2000戸の場合	2000戸	×	4万円	+	1億4,000万円	=	2億2,000万円

〈算定式の注意〉
 ※算定式にもとづき、算定した額が120億円を超える場合は120億円とする。
 ※55㎡以下の住宅は、2戸をもって1戸と数える。
 ※共同賃貸や共同分譲の場合にも特例がある。

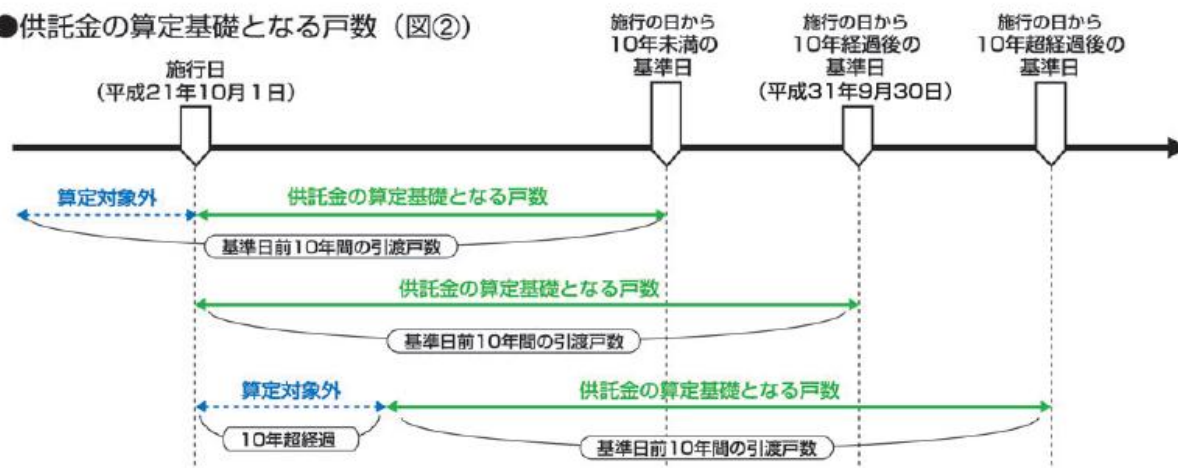
〈供給戸数に応じた供託額〉

	供給戸数の合計	乗ずる金額	加える金額		供給戸数の合計	乗ずる金額	加える金額
1	1戸以下	2,000万円	0円	9	1万超2万戸以下	1万9,000円	2億5,000万円
2	1超10戸以下	200万円	1,800万円	10	2万超3万戸以下	1万8,000円	2億7,000万円
3	10超50戸以下	80万円	3,000万円	11	3万超4万戸以下	1万7,000円	3億円
4	50超100戸以下	60万円	4,000万円	12	4万超5万戸以下	1万6,000円	3億4,000万円
5	100超500戸以下	10万円	9,000万円	13	5万超10万戸以下	1万5,000円	3億9,000万円
6	500超1000戸以下	8万円	1億円	14	10万超20万戸以下	1万4,000円	4億9,000万円
7	1000超5000戸以下	4万円	1億4,000万円	15	20万超30万戸以下	1万3,000円	6億9,000万円
8	5000超1万戸以下	2万円	2億4,000万円	16	30万戸超	1万2,000円	9億9,000万円

〈年間500戸の新築住宅を引き渡す住宅供給業者の供託額のイメージ〉



●供託金の算定基礎となる戸数（図②）



供託は、通常は、業者自らの費用で瑕疵の補修を行うことを前提に、万が一、業者が倒産等により補修などができない場合には、発注者に対して、その要した費用に相当する保証金の還付が行われます。

◎「供託」については、下記をご覧ください。

➡ [国土交通省 ～ 法律に関するQ&A（供託） ～](#)

◇ 「保険」（指定保険法人との保険契約締結）

「保険」は、国土交通大臣から指定を受けた「住宅瑕疵担保責任保険法人（指定保険法人）」に保険料を支払い、保険契約を締結するもので、業者が瑕疵の補修などを行った場合に、その要した費用に対して保険金が支払われ、万が一、業者が倒産等により補修などができない場合には、発注者に対し、直接保険金が支払われるものです。

※ 指定保険法人（令和3年4月現在、五十音順）

- ・(株)住宅あんしん保証
- ・住宅保証機構(株)
- ・(一財)住宅保証支援機構
- ・(株)日本住宅保証検査機構
- ・(株)ハウスジーマン
- ・ハウスプラス住宅保証(株)

◎ 「保険」については、下記をご覧ください。

⇒ [国土交通省 ～ 法律に関するQ&A（保険） ～](#)

[この項目のトップへ ↑](#)

[次の項目へ ↓](#)

[目次へ ↑](#)

3. 行政庁への届出等

住宅瑕疵担保履行法の施行に伴い、平成 21 年 10 月 1 日以降、請負人として、新築住宅を発注者に引渡しした建設業者は、許可行政庁に対し、次の届出を行う必要があります。

◇ 供託又は保険の状況に係る届出（法第 4 条）

新築住宅を引き渡した建設業者は、資力確保措置としての保証金の供託又はこれに代わる住宅瑕疵担保責任保険契約の締結状況について、毎年の基準日（3 月 31 日）ごとに、許可行政庁へ届け出る必要があります。

なお、新築住宅を引き渡した建設業者が「供託」や「保険」の資力確保措置を講じていない場合、又は許可行政庁への届出を行っていない場合は、基準日の翌日から起算して 50 日を経過した日以降、新たな請負契約を締結することができなくなります。また、これに違反して請負契約を締結したときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられるほか、建設業法に基づく監督処分の対象となることがありますのでご注意ください。

☆ 届出時期（期限）

基準日（3 月 31 日）から 3 週間以内

※ したがって、届出期限は「4 月 21 日」になります。

ただし、行政機関の休日に当たるときはその翌日が期限となります。

※ 引渡実績が「0 件」の場合について

平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅の引渡し実績があり、前回の基準日までに届出実績がある場合には、届出対象期間中に引渡実績が 0 件であっても、0 件である旨の届出手続きが必要となりますのでご注意ください。

（例）

H21. 10. 1～22. 3. 31：引渡し実績 1 件、H22. 3. 31 基準日届出実施済み
R3. 4. 1～ 4. 3. 31：引渡し実績 0 件、R4. 3. 31 基準日には
0 件である旨の届出が必要

☆ 届出先

愛媛県知事許可業者 → 許可を受けた地方局建設部又は土木事務所

国土交通大臣許可業者 → 許可を受けた地方整備局

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

☆ 届出方法

郵送又は窓口提出

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 建設業と宅建業を兼ね、請負契約と売買契約の両方により新築住宅を供給する業者は、建設業許可行政庁と宅建業免許行政庁に対し、それぞれの供給分について、別々に届け出る必要があります。

☆ 提出書類

- ① 届出書（施行規則第 1 号様式）
- ② 引渡し物件の一覧表（施行規則第 1 号の 2 様式）
- ③ 供託書の写し（新たに保証金を供託した場合）
- ④ 保険法人が発行する保険契約を証する書面（新たに保険契約を締結した場合）

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 瑕疵担保保証金の不足額の供託に係る確認申請（法第 5 条但し書）

各基準日において、適正に資力確保措置が行われていなかった場合は、速やかに不足額を供

託し、その供託について、許可行政庁による確認を受ける必要があります。

なお、この確認が、基準日の翌日から起算して 50 日を経過する日までの間に終わらない場合は、確認が終了するまでの間、新たに住宅を新築する請負契約を締結することが禁止されますのでご注意ください。

☆ 申請時期

特になし（不足額の供託後速やかに）

☆ 申請先

愛媛県知事許可業者 → 許可を受けた地方局建設部又は土木事務所

国土交通大臣許可業者 → 許可を受けた地方整備局

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

☆ 申請方法

郵送又は窓口提出

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 建設業と宅建業を兼ね、請負契約と売買契約の両方により新築住宅を供給する業者は、建設業許可行政庁と宅建業免許行政庁に対し、それぞれの供給分について、別々に申請する必要があります。

☆ 提出書類

① 申請書（施行規則第 2 号様式）

② 供託書の写し（新たに供託した供託書の写し）

※ 届け出漏れ等に伴う申請の場合は、次の書類を合わせて提出してください。

- ・ 瑕疵担保保証金の供託及び保険契約の締結の状況について（施行規則第 2 号様式別紙）
- ・ 引渡し物件の一覧表（施行規則第 1 号の 2）

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 瑕疵担保保証金の還付等による不足額の供託の届出（法第 7 条第 2 項）

引き渡しを受けた発注者は、建設業者が瑕疵担保責任を負う期間内（10 年間）において住宅の構造耐力上主要な部分等に瑕疵が判明したことによって損害を受けた場合、その損害賠償請求権に関して、建設業者が供託している保証金から、他の債権者に先立って優先的に弁済を受ける権利があります。（法第 6 条）

この還付等により、供託している保証金に不足が生じた場合は、国土交通大臣から不足額が生じている旨の記載がされた還付通知書の送付を受けてから 2 週間以内に、また、還付以外の理由により、保証金に不足が生じた場合は、当該建設業者において保証金が基準額に不足することとなったことを把握した日から 2 週間以内に不足額を供託し、その旨を許可行政庁に届ける必要があります。

☆ 届出時期（期限）

供託した日から 2 週間以内

☆ 届出先

愛媛県知事許可業者 → 許可を受けた地方局建設部又は土木事務所

国土交通大臣許可業者 → 許可を受けた地方整備局

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

☆ 届出方法

郵送又は窓口提出

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 建設業と宅建業を兼ね、請負契約と売買契約の両方により新築住宅を供給する業者は、

建設業許可行政庁と宅建業免許行政庁に対し、それぞれの供給分について、別々に届け出る必要があります。

☆ 提出書類

- ① 届出書（施行規則第4号様式）
- ② 供託書の写し（不足する額の供託書の写し）

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 瑕疵担保保証金の保管替え等の届出（法第8条、施行規則第11条）

瑕疵担保保証金の供託をしている建設業者は、その主たる事務所の移転により最寄りの供託所（法務局）が変更となる場合、次の対応が必要となります。

I 金銭のみで供託を行っている場合

→ 保管替え（具体の手続は、供託所等にお問い合わせください。）

II 有価証券又は有価証券及び金銭で供託を行っている場合

→ 新たに最寄りとなった供託所への供託（主たる事務所の移転後の最寄りの供託所に供託後、移転前の供託所から保証金を取り戻すことができます。）

上記の保証金の保管替え等を行った建設業者は、遅滞なく、許可行政庁に対して、その旨を届け出る必要があります。

☆ 届出時期（期限）

保管替え又は供託後、遅滞なく

☆ 届出先

愛媛県知事許可業者 → 許可を受けた地方局建設部又は土木事務所

国土交通大臣許可業者 → 許可を受けた地方整備局

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

☆ 届出方法

郵送又は窓口提出

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 建設業と宅建業を兼ね、請負契約と売買契約の両方により新築住宅を供給する業者は、建設業許可行政庁と宅建業免許行政庁に対し、それぞれの供給分について、別々に届け出る必要があります。

☆ 提出書類

- ① 届出書（施行規則第5号様式）
- ② 供託書の写し（金銭のみで供託を行っている場合は、保管替え済の旨が記載されているもの、有価証券又は有価証券及び金銭で供託を行っている場合は、供託物の受入れの記載のあるもの）

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 瑕疵担保保証金の取戻しの承認申請（法第9条）

新築住宅の引渡し後10年が経過（瑕疵担保責任期間の満了）したことにより資力確保措置義務の対象戸数が減少し、基準日において供託した保証金が基準額を超えている場合、供託事業者等は、当該超過額を取り戻すことができます。

その場合、許可を受けた行政庁に対して、取り戻しの承認を申請する必要があります。

☆ 申請時期

基準日において保証金の基準額超過が判明したとき

☆ 申請先

愛媛県知事許可業者 → 許可を受けた地方局建設部又は土木事務所

国土交通大臣許可業者 → 許可を受けた地方整備局

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

☆ **申請方法**

郵送又は窓口提出

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 建設業と宅建業を兼ね、請負契約と売買契約の両方により新築住宅を供給する業者は、建設業許可行政庁と宅建業免許行政庁に対し、それぞれの供給分について、別々に申請する必要があります。

☆ **提出書類**

申請書（施行規則第6号様式）

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 届出・申請窓口（愛媛県知事業者）

届出・申請窓口	管内市町
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目 6 番55号 電話番号 0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793-0042 西条市喜多川796番地 1 電話番号 0897-56-1300（内線407、408）	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794-8502 <u>今治市南大門町二丁目 5 番地 1</u> 電話番号 0898-23-2500（内線262、268）	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市 及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地 1 電話番号 0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 大洲市田口甲425番地 1 電話番号 0893-24-5121（内線304、306、322）	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡土木事務所管理課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地 3 電話番号 0894-62-1331（内線：134）	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 電話番号 0895-22-5211（内線407、408）	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1145（内線205）	南宇和郡

※ 大臣許可業者は、直接、地方整備局へ届出を行ってください。

※ 令和8年8月31日から、今治土木事務所が仮庁舎へ移転しました（移転に伴う変更：下線部）。

[この項目のトップへ ↑](#)

[次の項目へ ↓](#)

[目次へ ↑](#)

4. 建設業法上の義務

住宅瑕疵担保履行法と建設業法の2つの法律に基づき、新築住宅を引き渡した建設業者は、消費者保護の観点から、発注者に対して、契約前に自らが取得する新築住宅が供託、保険いずれにより資力確保措置が行われるかを知らせておく必要があります。

これにより、万が一、瑕疵が判明したにもかかわらず、建設業者が瑕疵担保責任を履行しない場合に置いても、発注者は供託所に対する瑕疵担保保証金の還付請求や、保険法人に対する瑕疵担保責任保険の保険金の支払い請求を、直接行うことができるようになります。

◇ 発注者に対する説明義務等（保険加入の場合）

保険加入を行う建設業者は、建設業法や住宅瑕疵担保履行法に基づき、発注者に対して、保険の内容等に関する説明を行うことが必要になります。

	時 期	必要となる対応	内 容
保 ①	契約締結時	建設業法 第 19 条 (書面交付)	・ 保証法人の名称 ・ 保険期間 ・ 保険金額 ・ 保険の対象となる瑕疵の範囲
保 ②	保険法人から（保険証券と 共に）付保を証明する書面 の交付を受けた後、遅滞な く	住宅瑕疵担保履行法 第 3 条第 2 項に基づく 書面の交付	・ 保険証券又はこれに代わる書面

注 1) 上記表のうち、保①については、当該内容を記載した契約書を交付することによって代えることができます。また、保①においては、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添として差し支えありません。具体的には、保険契約において、住宅取得者に対して説明・交付が求められる保険法人が作成する保険契約に係る重要事項説明書などを用いることになります。

注 2) 保②の「保険証券に代わる書面」とは、保険証券と共に保険法人から発行される保険付保証明書のことです。なお、保険証券の発行申請時まで、保険法人から、保険法人が定める契約内容確認シートにより保険契約の内容について、発注者の確認を得ることが求められます。

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 発注者に対する説明義務等（供託の場合）

供託を行う建設業者は、建設業法や住宅瑕疵担保履行法に基づき、発注者に対して、供託に関する説明を行うことが必要になります。

	時 期	必要となる対応	内 容
供 ①	契約締結まで	住宅瑕疵担保履行法 第 10 条に基づく 事前説明 (書面交付)	・ 保証金を供託する旨 ・ 保証金を供託する供託所の名称及 び その所在地 ・ 共同請負の場合の瑕疵負担割合
供 ②	契約締結時	建設業法 第 19 条に基づく 書面の交付	

注 1) 上記表のうち、供①の説明の後、その後の事情等により、瑕疵負担割合の変更を要する場合は、発注者の承諾を前提とし、再度の説明を行う必要があります。

注 2) 共②については、当該内容を記載した契約書を交付することによって代えることができます。また、法第 3 条第 4 項に規定されている共同請負の場合の算定戸数に関する特例は、発注者に対し、供②の書面交付を行うことで、はじめて適用されます。

[この項目のトップへ ↑](#)

◇ 建設業法第 40 条の 3 に基づく帳簿の取扱いの変更

建設業者については、建設業法第 40 条の 3 の規定により、帳簿を備え、保存しなければならないこととなっていますが、この帳簿の記載事項についても、住宅瑕疵担保履行法の施行に伴い、建設業法施行規則第 26 条及び第 28 条が改正され、発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関しては、取扱いが、以下のとおり変更されています。

☆ 記載事項の追加

発注者と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関しては、帳簿に以下の事項を追加して記載することが必要となります。

<住宅を新築する建設工事の請負契約を締結する場合に追加する記載事項>

- ・ 床面積
- ・ (共同請負の場合の) 瑕疵担保負担割合
- ・ (保険加入している場合の) 保険法人の名称

☆ 保存期間の変更

帳簿は、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから 5 年間の保存が必要とされていますが、そのうち、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものについては、10 年間の保存が必要となります。

[この項目のトップへ ↑](#)

[次の項目へ ↓](#)

[目次へ ↑](#)

5. 監督処分と罰則

新築住宅の引渡しを行う建設業者が、資力確保措置義務など住宅瑕疵担保履行法に違反した場合は、同法による罰則等が科されるほか、建設業法に基づく監督処分も課されることになります。

違反例	資力確保措置を行わない 【履行法第3条第1項】	届出を行わない、虚偽の届出をした 【履行法第4条第1項】	契約の制限期間に新規契約を締結 【履行法第5条】	契約締結までに供託に関する説明を行わない 【履行法第10条】
住宅瑕疵担保履行法	新規契約の制限	新規契約の制限		
		罰則 ・ 50万円以下の罰金 ・ 法人に対し両罰規定	罰則 ・ 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金またはこれの併科 ・ 法人に対し両罰規定	
建設業法	指示処分 【業法第28条第1項及び第4項（第1項第9号該当）】	指示処分 【業法第28条第1項及び第4項】	指示処分 【業法第28条第1項及び第4項（第1項第9号該当）】	指示処分 【業法第28条第1項及び第4項】
	<情状が重いととき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止処分 【業法第28条第3項（第1項第9号該当）】		<情状が重いととき> 営業停止処分 1年以内の営業の全部又は一部の停止処分 【業法第28条第3項（第1項第9号該当）】	
	<情状が特に重いととき> 許可の取り消し 【業法第29条第1項】		<情状が特に重いととき> 許可の取り消し 【業法第29条第1項】	

※ 最寄りの供託所への供託を行わない場合、保証金の不足額の供託を行わない場合などにも、監督処分の対象になります。

※ 指示処分に従わないとき → 営業停止処分
営業停止処分に違反したとき → 許可取消

[この項目のトップへ ↑](#)

[目次へ ↑](#)